

お客さま各位

株式会社りそな銀行

「りそな安心たんぼローン」繰上返済手数料に関するお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご利用いただいております「りそな安心たんぼローン」の繰上返済に伴う手数料を、2018年10月1日より違約金に変更させていただきます。変更前に比べ、お客さまのご負担が大きくなることはございませんが、あらかじめ内容についてご了承頂きますようお願い申し上げます。

なお、変更後の規定、違約金につきましては以下をご確認ください。  
今後とも、りそな銀行をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

**ローン契約に関する約定書**

	変更前	変更後
第12条 繰り上げ返済	<p>1. 借入人は、本契約に別途定める場合又は貸付人の事前の書面による同意がある場合を除き、元金をローン契約記載の返済日前に繰り上げ返済することはできません。</p> <p>ただし、融資実行日後、1年を経過した日以降において、次項に定める<b>手数料</b>を支払う場合はこの限りではありません。借入人が、元金を期限前に繰り上げて返済できる日は、ローン契約記載の毎月の返済日に限定します。繰り上げ返済を希望する借入人は、希望する繰り上げ返済日の1ヶ月前までに貸付人に通知するものとします。ただし、固定金利選択型をご利用の場合、固定金利選択型期間中の繰り上げ返済はできません。</p> <p>2. 借入人が繰り上げ返済をする場合には、以下に規定する<b>手数料（及び消費税）</b>を繰り上げ返済と同時に貸付人に支払うものとします。なお、「残存年数」とは、繰り上げ返済日(当日を含む。)から最終返済日(当日を含まない。)までの期間とし、1暦年に満たない期間を切り捨てて算出するものとします。</p> <p><b>手数料</b> = 繰り上げ返済する元本金額 × <b>0.108%</b> (消費税を含む。) × 繰り上げ返済前の残存年数</p>	<p>1. 借入人は、本契約に別途定める場合又は貸付人の事前の書面による同意がある場合を除き、元金をローン契約記載の返済日前に繰り上げ返済することはできません。</p> <p>ただし、融資実行日後、1年を経過した日以降において、次項に定める<b>違約金</b>を支払う場合はこの限りではありません。借入人が、元金を期限前に繰り上げて返済できる日は、ローン契約記載の毎月の返済日に限定します。繰り上げ返済を希望する借入人は、希望する繰り上げ返済日の1ヶ月前までに貸付人に通知するものとします。ただし、固定金利選択型をご利用の場合、固定金利選択型期間中の繰り上げ返済はできません。</p> <p>2. 借入人が繰り上げ返済をする場合には、以下に規定する<b>違約金</b>を繰り上げ返済と同時に貸付人に支払うものとします。なお、「残存年数」とは、繰り上げ返済日(当日を含む。)から最終返済日(当日を含まない。)までの期間とし、1暦年に満たない期間を切り捨てて算出するものとします。</p> <p><b>違約金</b> = 繰り上げ返済する元本金額 × <b>0.100%</b> × 繰り上げ返済前の残存年数</p>

本件に関するご質問、お問い合わせは、安心たんぼローンの取引店までお願い致します。

**ローン契約に関する約定書**

	変更前	変更後
第 24 条 禁止事項	<p>本契約による借入人の債務が完済されるまでの間、貸付人の事前の承諾を得ることなく（但し、④を除きます。）、借入人及び連帯保証人は以下の行為を行わないものとします。</p> <p>①本件建物、本件土地、本契約第 14 条第 1 項各号に定める責任財産の何れかの全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保を設定すること。なお、借入人及び連帯保証人が貸付人の事前の承諾を得て本件不動産を譲渡できるのは、譲渡代金が本契約による借入人の債務全額（本契約第 12 条に定める繰り上げ返済の<b>手数料</b>を含みます。）を超え、かつ当該譲渡代金により、本契約による借入人の債務全額が完済される場合に限るものとします。借入人及び連帯保証人は、貸付人の指示に従い、借入人及び連帯保証人の費用において、随時、本契約、抵当権設定契約、質権設定契約、及び債権譲渡担保契約の効力、対抗力及び強制執行力を維持するために貸付人が必要又は適切と判断する行為を行うものとします。本件融資関連契約の何れかに別段の定めがある場合又は貸付人の事前の書面による同意がある場合を除き、借入人及び連帯保証人は本契約存続中、本件不動産又は本件債権担保の対象債権について売却、担保設定（但し、本契約に基づく担保権を除きます。）その他の処分を一切行わず、また、責任財産について、これを譲渡若しくはその他の方法で処分し、又はこれに担保権を設定し、若しくは担保権の設定と実質的に同等若しくは類似の効果を生じる取引を行わない（但し、法定担保権の成立及び本契約に基づく担保権を除きます。）ものとします。</p>	<p>本契約による借入人の債務が完済されるまでの間、貸付人の事前の承諾を得ることなく（但し、④を除きます。）、借入人及び連帯保証人は以下の行為を行わないものとします。</p> <p>①本件建物、本件土地、本契約第 14 条第 1 項各号に定める責任財産の何れかの全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保を設定すること。なお、借入人及び連帯保証人が貸付人の事前の承諾を得て本件不動産を譲渡できるのは、譲渡代金が本契約による借入人の債務全額（本契約第 12 条に定める繰り上げ返済の<b>違約金</b>を含みます。）を超え、かつ当該譲渡代金により、本契約による借入人の債務全額が完済される場合に限るものとします。借入人及び連帯保証人は、貸付人の指示に従い、借入人及び連帯保証人の費用において、随時、本契約、抵当権設定契約、質権設定契約、及び債権譲渡担保契約の効力、対抗力及び強制執行力を維持するために貸付人が必要又は適切と判断する行為を行うものとします。本件融資関連契約の何れかに別段の定めがある場合又は貸付人の事前の書面による同意がある場合を除き、借入人及び連帯保証人は本契約存続中、本件不動産又は本件債権担保の対象債権について売却、担保設定（但し、本契約に基づく担保権を除きます。）その他の処分を一切行わず、また、責任財産について、これを譲渡若しくはその他の方法で処分し、又はこれに担保権を設定し、若しくは担保権の設定と実質的に同等若しくは類似の効果を生じる取引を行わない（但し、法定担保権の成立及び本契約に基づく担保権を除きます。）ものとします。</p>

以上